

岡崎市立地適正化計画（案）に対する意見の要旨と市の考え方

番号	意見の要旨	市の考え方
1 立地適正化計画に関すること		
1-1	<p>渡町、筒針町、東牧内町は区域の北側及び西側が住居系及び工業系の市街化区域となっており、矢作川を挟んで東側も市街化区域となっている。加えて、県道 48 号岡崎刈谷線が通っている。</p> <p>上記から、当該地域を居住誘導区域に加えるとともに、子育て支援施設等の都市機能の誘導を図るべきである。</p>	<p>ご指摘の地域周辺は、原則として建築・開発行為が規制されている市街化調整区域であることから、都市再生特別措置法の規定により、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を指定することはできません。</p> <p>また、当該地域周辺は、古くから農業地としての土地利用が主であったことから、岡崎市都市計画マスタープランにおいて「農業保全地」として位置づけています。そのため、市街化区域に編入し新たなまちづくりを展開するのではなく、市街化調整区域として田畑を保全し自然環境の維持を図ります。</p>
2 東部地域の新たなまちづくりに関すること		
2-1	<p>アウトレットの入退店の交通に対する通学路の安全対策を行うべきである。</p>	<p>本計画（案）に関するご意見ではありませんが、いただいたご意見につきましては、関係部署及び事業者に申し伝えます。</p>
2-2	<p>鉢地川左岸に公園用地を確保し、これを中心としてウォーキング道路・サイクリング道路を整備するべきである。</p>	
2-3	<p>東部 4 学区では、ウォーキング大会を毎年計画している。大会の開催に関する環境整備及び東部 4 学区の連携促進にあたり、関係当局のご支援をお願いする。</p>	<p>本計画（案）に関するご意見ではありませんが、いただいたご意見につきましては、関係部署に申し伝えます。</p>
2-4	<p>本宿駅北側の山地をまち化するために、青い鳥学園跡地を有効活用するべきである。</p>	<p>本宿駅北側の山地に関するまちづくりについては、本計画（案）に関するご意見ではありませんが、いただいたご意見につきましては、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。また、青い鳥学園跡地の有効活用につきましては、土地所有者である愛知県に申し伝えます。</p>

番号	意見の要旨	市の考え方
2-5	スーパーマーケット、眼科・皮膚科などのクリニック、レジヤ施設を誘致すべきである。	本計画（案）に関するご意見ではありませんが、いただいたご意見につきましては、関係部署に申し伝えます。
2-6	本宿駅西土地区画整理事業が進んだ時に、区画整理区域に隣接する地区が、まちとして中途半端にならないように主要道路計画を今から作成すべきである。	本計画（案）に関するご意見ではありませんが、いただいたご意見につきましては、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。